工 事 仕 様 書

1 本工事における工事標準仕様については、次によるものとする。

⑴ 「東京都土木工事標準仕様書」による。

⑵ 仕様書の取扱い、又は、それぞれの仕様書の内容について疑義が生じた場合は監督員による

ものとする。

2 読みかえ

同仕様書中「都」「局」とあるは「日野市役所」と読みかえる。

3 特記事項

別紙

工 事 件 名	幹線市道Ⅰ-10 号線舗装補修工事(8-1)

特 記 仕 様 書

「工事概要」

工事場所:日野市日野本町二丁目 14 番地先～神明四丁目 7 番地先間

工事概要:施工延長 L=261.8m、施工幅員 6.34～6.57m

【補助対象】

切削オーバーレイ工(基層)※夜間施工	A=	1,129 ㎡
切削オーバーレイ工(基層)	A=	698 ㎡
アスファルト舗装工(表層)※夜間施工	A=	1,789 ㎡
アスファルト舗装工(半たわみ性舗装)※夜間施工	A=	38 ㎡
区画線設置工	L=	401.6m
視覚障害者誘導用道路横断帯設置工	L=	6.8m

【市単独費】

切削オーバーレイ工(基層)	A=	100 ㎡
アスファルト舗装工(表層)※夜間施工	A=	100 ㎡
道路打換工(表層)※夜間施工	A=	36 ㎡
歩道舗装補修工(表層)	A=	22 ㎡
区画線設置工	L=	64.7m
人孔蓋高調整工(蓋交換含む)	N=	6 箇所

工　期:契約日の翌日から 79 日間

「適用範囲」

⑴ この特記仕様書は、東京都土木工事標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)でいう特記仕様書で、この工事に適用する。

⑵ この工事の施工に当たっての一般事項は、標準仕様書によるものとする。

⑶ 標準仕様書、特記仕様書の記載内容の優先順位については、特記仕様書、標準仕様書の順によるものとする。

⑷ この工事の施工に当たっては、下記に示す図書を適用する。

ア 東京都建設局「土木材料仕様書」

イ 東京都建設局「建設局材料検査実施基準」

ウ 東京都建設局「土木工事施工管理基準」

エ 東京都建設局「工事記録写真撮影基準」

オ 日野市「受注者提出書類処理基準」

カ 日野市「日野市標準構造図集」

キ 日野市「しゅん功図書電子データ化作成要領」

ク　東京都「東京都建設リサイクルガイドライン」
ケ　東京都「東京都環境物品等調達方針」
コ　東京都「東京都建設泥土リサイクル指針」
サ　東京都電線共同溝整備マニュアル
シ　建設局土木工事積算体系図集
※　ア、イ、ウ、エ、サ、シは、東京都建設局ホームページから入手できる。
※　ク、ケ、コは、東京都都市整備局ホームページから入手できる。
※　オ、カ、キは、日野市道路課ホームページから入手できる。

⑸　標準仕様書、適用図書のうち、この工事に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。

「工事施行の適正化」

この工事における工事現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書によるほか、「東京都工事施行適正化推進要綱」及び別紙「工事施行の適正化に関する特記仕様書」によるものとする。

なお、「東京都工事施行適正化推進要綱」は東京都財務局（建築工事と建物保全）のホームページから入手できる。

「不当介入に対する通報報告」

工事の施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、日野市契約における暴力団等排除措置要綱に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をすること。

「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」

デジタル工事写真の小黒板情報電子化（以下、「電子黒板」という。）は次による。

電子黒板とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真へ小黒板の記載情報を電子的に記入するものである。

受注者が電子黒板の導入を希望する場合、その旨を監督員へ申請し、承諾を得たうえで、電子黒板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

対象工事では、次の全てを実施すること。

ア　対象機器の導入

受注者は、電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について、工事記録写真撮影基準（東京都建設局）第9⑤に示す項目の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用することとする。

なお、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。

使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。

また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

・　電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）

https://www.jcomsia.org/kokuban

・ デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア

http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html

イ 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事における小黒板情報の電子的記入の取扱いは、「建設局工事記録写真撮影基準」（東京都建設局）による。

なお、アにより工事記録写真撮影基準（東京都建設局）のデジタル写真による施工管理（案）3⑴①で規定されている画像編集には該当しない。

「設計変更について」

工事請負契約書第 18 条から 24 条までに記載している設計変更等の具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（土木工事編）」（東京都）によるものとする。

このうち、「工事の一時中止に伴う増加費用等」は、「工事における工期の延長等に伴う増加費用」に読み替え、簡便法による計算については、積算基準（共通編Ⅰ）によるものとする。

なお、契約約款第 18 条に基づく条件変更について、年度末、工期末変更における関連資料の提出は、変更設計書の作成に時間を要するため、余裕をもって行うこと。

「法定外の労災保険の付保」

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

「ワンデーレスポンス」

この工事におけるワンデーレスポンスについては、土木工事標準仕様書によるほか、建設局「工事現場環境改善」実施要領によるものとする。なお、建設局「工事現場環境改善」実施要領は東京都建設局のホームページから入手できる。

「ウィークリースタンス」

この工事におけるウィークリースタンスについては、土木工事標準仕様書によるほか、建設局「工事現場環境改善」実施要領によるものとする。なお、建設局「工事現場環境改善」実施要領は東京都建設局のホームページから入手できる。

「工事損害賠償」

受注者は、この工事の施工に伴い第三者の損害を及ぼした場合、契約約款第 28 条に基づき、誠意を持って速やかに対処すること。

また、発注者が負担すべき損害賠償費用については、受注者がその原因及び根拠等を整理した上で発注者に協議すること。

なお、この工事の完了後に発生した損害についても、受注者の損害賠償義務が発生することがあるので、上記に準じて対処すること。

「工期」

工期は、以下の事項により設定している。

準備期間:40 日間
施工に必要な実日数(実働日数):16 日間
降雨による割増しの日数:3 日間(1.14)
後片付け期間:20 日間
契約上の工期末前に工事が完了した場合の取り扱いは、契約約款第 31 条のとおりである。

「検査に要する資料作成期間」

後片付け期間に検査に要する資料の作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期延伸を請求することができる。

なお、工期延伸に伴い、工期が年度を超える可能性がある場合は、受注者は請求を工期末の3か月前までに行うものとする。それ以外の場合は、契約変更の手続き時間を要するため、余裕をもって行うこと。

「工事工程の共有」

受注者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、監督員と共有すること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので発注者と協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

「現場代理人の兼務」

【現場代理人の兼務を認める場合】

1 本工事において、現場代理人が他の工事現場の現場代理人、監理技術者または主任技術者を兼務する場合(以下「現場代理人の兼務」という。)、 以下の要件を全て満たさなければならない。

(1)現場代理人が兼務しようとする工事がいずれも発注予定表及び特記仕様書で兼務が認められていること。

(2)現場代理人が兼務しようとする工事がいずれも東京都発注工事であること。

(3)現場代理人が兼務しようとする工事がいずれも維持工事でないこと。※ 維持工事とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事(24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)等をいう。

(4)現場代理人が兼務しようとする工事現場間の相互の間隔が直線距離で 10km 以内の範囲にあること。※ 島しょ部においては、同一島内であること。

(5)現場代理人が兼務しようとする工事は本工事を含め同時に2件までであること。

(6)現場代理人が現場で不在となる際には連絡員を配置すること。※ 連絡員とは現場代理人の不在時に現場で緊急を要する事態(たとえば事故対応や住民対応など)が生じた際、現場代理人に速やかに連絡を行う者をいう。

(7)連絡員が配置時点の日において、受注者と直接的な雇用関係にあること。
(8)現場代理人と連絡員との間で常に連絡が取れる体制であること。
(9)現場代理人は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。

2 現場の安全管理体制について、平成7年4月 21 日付基発第 267 号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3 本工事において、現場代理人の兼務をする場合、以下の書類を提出すること。

(1)「別記様式-1 現場代理人の兼務に係る確認事項①」
(2)「別記様式-2 現場代理人の兼務に係る確認事項②」
(3)連絡員の直接的な雇用関係を証明する書類の写し(①住民税特別徴収税額通知書 ②健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 等)※ 令和6年 12 月2日以降、健康保険被保険者証の新規発行が終了しているが、有効期限前の健康保険被保険者証により確認することは、引き続き可能

4 本工事において、現場代理人の兼務をする場合、「1(8)及び(9)」 について施工計画書へ記載し、提出すること。

5 工期途中に現場代理人の兼務をすることとなった場合、上記1から4 までと同様とする。

「昼夜間の作業区分」

この工事の作業区分は、下記によるものとする。

・昼間作業(標準作業時間9:00～18:00):
切削オーバーレイ工(基層)No.8～No.13+1.88、
アスファルト舗装工(表層)、歩道舗装補修工、
人孔蓋高調整工、区画線設置工、視覚障害者誘導用道路横断帯設置工

・夜間作業(標準作業時間21:00～6:00):
切削オーバーレイ工(基層)No.0～No.8、
アスファルト舗装工(表層)、道路打換工

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等の安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督員の承諾を得るものとする。

「過積載の防止」

この工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、東京都建設局長が定めた「過積載防止対策指針」によるものとする。

なお、「過積載防止対策指針」は東京都建設局のホームページから入手できる。

「環境への配慮(東京都建設グリーン調達制度)」

⑴ 受注者は、本工事の施工に当たっては、東京都都市整備局のホームページに掲載されている「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」の特別品目及び特定調達品目(以降、「特別品目等」という。)のリス

トと本工事で使用する資材、建設機械、工法又は目的物とを比較・精査し、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目等の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して、特別品目等が使用可能な場合には、事前に監督員の承諾を受けた上で、積極的に使用するものとする。

⑵ 受注者は、東京都都市整備局のホームページに掲載されている「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に該当する調達推進品目の使用を希望する場合は、当該調達推進品目の性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。

⑶ 受注者は、本工事の施工に当たっては、特別品目、特定調達品目及び調達推推進品目について品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成（チェックリストは都市整備局都市づくり政策部建設リサイクルのホームページからダウンロードするなどして入手する。）し、施工計画書に添付の上監督員に提出して確認を受けなければならない。

⑷ 受注者は、本工事の施工に当たり、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を監督員に提出しなければならない。

また、併せて、上記チェックリストの電子情報を格納した電子媒体を監督員に提出する。

さらに、工事完了検査に当たっては、提出した各種書類を検査員に提示し、環境物品等の使用状況等について説明しなければならない。

「新材料・新工法等の取扱い」

新技術情報データベース（「建設局新技術情報データベース（NeTIDA）」や「国土交通省新技術情報システム（NETIS）」）に記載されている新材料・新工法等については、監督員の承認により、当該工事に採用することができる。

・ 建設局新技術情報データベース（NeTIDA）
https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/tech/shingijutsu/index.html
・ 国土交通省新技術情報システム（NETIS）
https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS/PubEntrance/PubEntrance?ReturnUrl=%2fNETIS

「しゅん功」

受注者は、工事のしゅん功に際し、次のしゅん功図書を提出すること。

・ しゅん功原図　　1部
・ 工事記録写真　　1部
・ 電子成果品（CD－R）　2部

「建設副産物情報交換システムの活用」

この工事は、建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに COBRIS にデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。

また、受注者は、COBRIS により「再生資源利用（促進）計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出し、内容の確認を受ける。

（問合せ先）
一般財団法人日本建設情報総合センター　建設副産物情報センター（カスタマーセンター）
所在地：〒107-8416　東京都港区赤坂7-10-20　アカサカセブンスアヴェニュービル2階
電話：03-3505-0416　FAX：03-3505-0520　E-mail：recycle@jacic.or.jp
https://www.recycle.jacic.or.jp

「再資源化施設の選定」

この工事から発生するアスファルト塊、コンクリート塊は再資源化施設へ搬出し、資源リサイクルの促進に努めること。搬出先は、受注者が「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」等を活用し、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認して、適切な施設を選定すること。

なお、この工事では下記の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、受注者は下記以外の施設を選定する場合は、事前に監督員の承諾を得ること。

・アスファルト塊
　搬 出 先：東京都八王子市北野町地内の再資源化施設
　運搬距離：約 6.0 ㎞（想定）
　搬 出 量：約 195 ㎥
　受入条件：昼夜間
・コンクリート塊（二次製品殻）
　搬 出 先：東京都八王子市北野町地内の再資源化施設
　運搬距離：約 6.0 ㎞（想定）
　搬 出 量：約 1 ㎥
　受入条件：昼間

「リサイクルガイドラインに基づく施工計画書の添付書類」

工事を実施するに当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき下記の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、施工計画書に添付して提出すること。

（1）再生資源利用計画書（工事しゅん工後5年間保管）作成対象となる工事は、以下のいずれかに該当する工事である。
　ア 土砂を搬入する工事
　イ 砕石を搬入する工事
　ウ 加熱アスファルト混合物を搬入する工事
（2）　再生資源利用促進計画書（工事しゅん功後5年間保管）作成対象となる工事は、以下のいずれかに該当する工事である。
　ア 建設発生土を搬出する工事
　イ コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
　ウ 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事
（3）再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合）
（4）建設発生土搬出のお知らせ（建設発生土を 100 ㎥以上搬出する場合）
（5）建設泥土の再資源化等計画書　建設泥土の再資源化等計画書は、建設泥土を建設資材製造工場に搬

出
する場合又は再資源化施設を活用する場合に作成し提出すること。

（6） 物質収支計算書 泥水循環方式及び泥土圧方式を採用する場合は、物質収支計算書を作成し添付する。 なお、他の方式の場合においても、物質収支計算書を作成した場合は添付すること。

（7） 告知書の写し 対象建設工事に係わる下請契約を締結した場合、下請契約書及び下請負人に告げた告知書の写しを添付する。（建設リサイクル法対象工事の場合）

なお、この工事から発生する建設発生土については、東京都建設リサイクルガイドラインで規定する受領書による管理を実施する。 ※再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）は「建設副産物情報交換システム （コブリス・プラス）」に必要なデータを入力して作成する。

「建設副産物のリサイクル実施状況及び適正処理状況の報告」

建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、 監督員に内容の確認を受け、工事完了後、速やかに、リサイクル関係報告書 に添付して提出すること。

（1）再生資源利用実施書（工事しゅん工後5年間保管）作成対象は「再生資源利用計画書」と同じ

（2）再生資源利用促進実施書（工事しゅん工後5年間保管）作成対象は「再生資源利用促進計画書」と同じ

（3）リサイクル阻害要因説明書 工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざるを得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、「リサイクル阻害要因説明書」作成し、監督員に提出する。また、自らも保管すること。 なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

ア コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設泥土及び建設 混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合。

イ 建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は、焼却のみを行う 中間処理施設に搬出する場合。

ウ 土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合。

エ 砕石の利用工事において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒度調整砕石は除く）。

オ アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（D 交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する）。

カ 現場内で分別を行わない場合。

（4）建設泥土の再資源化等実績書この工事で発生する泥土を建設資材製造工場に搬出した場合又は再資源化施設に搬出した場合、建設泥土の再資源化等実績書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管すること。

（5）再資源化等報告書 建設リサイクル法対象工事の場合。 ※再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）は「建設副産物情報交換システム （コブリス・プラス）」に必要なデータを入力して作成する。

「マニフェスト」

⑴ マニフェストの提示

受注者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。

マニフェストのうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中い

つでも監督員に提示できるようにすること。

⑵ 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出すること。

⑶ リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提示すること。

⑷ リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい）を監督員に提示すること。

「建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等（建設リサイクル法に係る手続）」

この工事における建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等に当たっては、設計図書によるほか、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年5月 31 日法律第 104 号）」及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うこと。

なお、「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」は、都市整備局都市づくり政策部建設リサイクルのホームページからダウンロードなどして入手する。

「汚染土壌の処理」

この工事中において汚染土壌の処理が必要となった場合は「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年東京都）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引き」（環境局 HP に最新版を記載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出すること。

「路上工事の工事用標示板の設置」

路上工事における工事目的物及び内容を一般の道路利用者、沿道住民に対して、わかりやすく明示することにより、工事の必要性の理解・協力がえられるように標示板を設置するものとする。

「歩行者通路の設置」

工事期間中に歩行者通路を設置する場合は、適切な通路幅を確保すると伴に車両の交通の用に供する部分との境には、隙間なく、さく等を設置し歩行者用通路を明確に区分しなければならない。

また、歩行者を通行させる路面は、凹凸をなくし、歩行者の支障となる砂利、砕石等を除去しなければならない。

また、勾配が急な場合は必要に応じて階段等を設け、全体の勾配を緩くするなどの措置を講じ、転倒等が起きないよう十分に配慮すること。

「異常気象時及び 地震発生時の工事現場の点検」

受注者は、異常気象時（旧労働省労働基準局の通達に基づく安全衛生法上の悪天候のほか当該地域の警報（大雨・大雪・暴風）が発せられた場合）又は震度4以上の地震が発生した場合、工事現場内及び周辺を点検し、状況 を監督員に報告すること。

また、点検項目・体制・連絡系統等を施工計画書に定めること。

「事故防止の原則」

受注者は、建設局「事故防止大原則」を遵守し、工事事故の防止に努めること。

なお、事故防止大原則は東京都建設局ホームページで閲覧できる。

「舗装版切断工（カッター）の施工」

舗装版切断作業の際に切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収すること。

また、回収した排水又はその排水を現場内で脱水等により処理した後の廃棄物については、産業廃棄物として適正に処理すること。

なお、この工事では回収した排水を、産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として、以下の場所にある処理施設へ搬出することを想定しているが、これ以外の施設へ搬出する場合や現場内で脱水等の処理を行う工法を使用する場合においては、事前に監督員の承諾を得ること。

・ 汚泥（油分を含む汚泥）

搬 出 先：東京都八王子市大谷町地内の処理施設

運搬距離：約 4.0km（想定）

処 理 量：0.058 ㎥

受入条件：昼間

受注者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する排水等の収集・運搬・処理に関する計画を記載すること。

なお、排水等の運搬・処理については、標準仕様書「1．3．8建設副産物」の⑻マニフェスト等、⑼建設廃棄物の運搬によること。

「低炭素（中温化）アスファルト混合物の使用」

本工事におけるアスファルト混合物のうち、以下に示すものは、低炭素（中温化）アスファルト混合物（以下、「低炭素アスファルト混合物」という。）を使用することを原則とする。

・細粒度アスファルト混合物

なお、低炭素アスファルト混合物とは、「土木材料仕様書（東京都建設局）」に定義される「中温化混合物」を示し、機械式フォームド装置によって、アスファルトを発砲させて製造されたものである。

ただし、低炭素アスファルト混合物の使用が困難な場合は監督員と協議すること。

「情報セキュリティポリシーの遵守」

1）本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。

2）日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。なお、

「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。

3）本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。

4）本業務を履行するにあたって、秘密保持に関する条項を遵守すること。なお、当該条項については、日野市ホームページで確認すること。

「環境負荷低減の取組について」

1）日野市では、「SDGs 未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。

一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。

このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。

①環境基本計画　②環境配慮指針　③環境方針　④環境管理上の要望について

⑤地球温暖化対策実行計画　⑥気候非常事態宣言　⑦日野市プラスチック・スマート宣言

2）洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務」

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。

1）障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。

このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。

2）差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。

なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

「内部通報制度」

1）日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。

本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関係する法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。

2）内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱い

を受けたと思われたときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。
なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

「環境により負荷の小さい自動車利用」

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

（別紙）

工事施行の適正化に関する特記仕様書

1 入札・契約関係事項

⑴ この工事の入札（又は、見積りの提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

⑵ 入札の結果、この工事を落札した場合は、他の工事案件について同一の配置予定技術者を前提に申込又は指名を受けているときは、直ちに、その工事案件について適格な技術者への変更又は入札の辞退を申し出なければならない。ただし、この工事と他の工事とが兼任できる主任技術者の場合は、この限りでない。

2 受注者の責務

受注者は、工事の適切な履行に関し、現場代理人や主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）に任せ切りにせず、誠意と責任をもって遂行しなければならない。

3 適切な現場代理人、監理技術者等の配置

⑴ 現場代理人は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。なお、監理技術者等と兼任する場合は、監理技術者等の規定を適用する。

⑵ 受注者が事業協同組合の場合にあっては、配置する現場代理人及び監理技術者等はその構成員の職員ではなく、当該組合と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。

⑶ 受注者は、工事の規模・内容等により、工事の適切な履行を確保する上で必要があるときは、次の各号に従い、監理技術者等の職務を補助する技術者（以下「補助技術者」という。）を配置するものとする。

ア 補助技術者の人数・氏名・補助業務の内容・雇用関係・資格等を記載した補助技術者名簿を監督員に提出するとともに、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 補助技術者は、受注者と雇用関係を有していなければならない。

⑷ 受注者が共同企業体にあっては、代表者たる特定建設業者が監理技術者を設置し、全ての構成員が、施工する工事に対応する許可業種に係る監理技術者または主たる工種と同種或いは類似する工事の経験を有する主任技術者を専任で配置しなければならない。

4 監理技術者等の実質的関与の徹底

⑴ 監理技術者等は、施工計画書を自らが主体的に作成しなければならない。また、施工計画書の提出に際して、監督員からその内容の説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

⑵ 監理技術者等は、工事の施工に当たり、一般交通や現場周辺への影響に関して、所轄警察署等関係機関、地域住民及び下請負者等に対する説明、交渉、周知等を主体的に行わなければならない。

⑶ 監理技術者等は、工事の施工に当たり、関係企業者等との連絡、調整を主体的に行うとともに、必要な官公署等への届出等を確実に行わなければならない。

⑷ 監理技術者等は、全体の工事の流れを常に掌握するとともに、日々の工事内容を把握し、作業着手前に作業責任者等に対し、作業内容の調整・確認及び注意事項等の周知を行い、作業者全員に伝

わるようにしなければならない。

⑸ 監理技術者等は、工事の施工中は適宜現場を巡回し、進行状況・作業内容の確認、安全管理、品質管理、出来形管理などを行い、必要に応じ適切な措置を講じなければならない。

⑹ 監理技術者等は、補助技術者が配置された場合にあっては、これを指揮・掌握するとともに、監理技術者等としての職務を補助技術者に任せ切りにせず、主体的に遂行しなければならない。

5 下請負の適正化

⑴ 下請負者が、請け負った工事について執行調整や施工管理等の管理業務のみを行い、工事業務のほとんど全てを再下請負に付することを、原則として受注者は認めてはならない。

⑵ 受注者は、下請負者の配置技術者に、受注者自らの工事はもとより、他の下請負者の担当する工事の管理業務等を代行させてはならない。

⑶ 受注者は、歩行者や一般交通など第三者に対する安全確保については、受注者自らの責任において行わなければならない。ただし、下請負者が自らの工事のみを単独で実施できる範囲については、当該下請負者に行わせることができる。

⑷ 重機械のオペレーター付きリースについては、そのオペレーターを雇用する者と下請負契約を締結するものとする。

⑸ 受注者は、主たる工種に係る主要な材料については、原則として受注者自らが調達しなければならない。

⑹ 受注者が共同企業体である場合は、共同企業体の行う取引が構成員個人としてでの取引ではなく、共同企業体としての取引であることを明確にするため、下請契約は共同企業体の名称を冠し、共同企業体の名称を冠した代表者及びその他の構成員全員の連名により、又は少なくとも共同企業体の名称を冠した代表者の名義で締結すること。

また、共同企業体の預金口座については、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によるものとする。

6 施工体制台帳及び施工体系図

⑴ 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合は、下請金額にかかわらず全ての工事において、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない。

⑵ 施工体制台帳及び施工体系図（以下「施工体制台帳等」という。）には、実際に工事に従事している全ての下請負者を漏れなく記載しなければならない。なお、建設業法第 24 条に定める請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などの業務委託契約については、建設業法上は作成の必要がありませんが、警備業者については、「施工体系図」のみ記載するものとする。

⑶ 施工体制の実態確認に係わる下請負契約の費用の支払い状況については、総括監督員及びその上司等から説明を求められた場合に、これを証明する資料の提示などによって応じなければならない。

⑷ 施工体制台帳には、作業員名簿を添付するものとする。

⑸ 施工体系図の掲示に当たっては、誰もが見やすいように文字の大きさなどに留意しなければならない。

7 施工計画書

⑴ 施工計画書は、契約の日の翌日から起算して、遅くとも3週間以内に提出しなければならない。ただし、受注者の責に帰さない事由により、期限内の提出ができないときは、監督員の指示に従うものとする。

⑵ 大規模工事、特殊な工事等で監督員の承諾を得たものについては、施工計画書を段階的に提出できるものとする。この場合、最初の施工計画書には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するとともに、前項に基づき提出しなければならない。

なお、後続の工事に関する施工計画書については、当該工事の施工前に、工期に遅れが生じない期間内又は監督員の指示する期日までに提出しなければならない。

ア 全体の実施工程の概要

イ 現場組織・施工体制の概要

ウ 緊急時の体制

エ 当面実施する工事の内容

オ その他監督員の指示する事項